

二本松自治会表彰規程

第1条（目的） 二本松自治会の会員並びに会員以外の個人若しくは団体に対する表彰については、この規程の定めるところによる。

第2条（表彰の事由） 会員に対する表彰は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- （1）旺盛な責任感念に徹し、率先自治会活動に励み業績顕著な場合
- （2）自治会活動に長年積極的に参加し、他の模範とするに足りる場合
- （3）前各号に掲げる場合のほか、特に会長が表彰すべきであると認めた場合

2. 会員以外の個人または団体に対する表彰は、そのものが自治会活動に貢献し、その功績が特に顕著な場合に行う。

第3条（表彰を行う者） 表彰は会長が行う。

第4条（表彰の方法） 表彰は、第2条第1項のものに対しては表彰状を授与し、同条第2項のものに対しては、感謝状を贈呈することにより行う。

2. 前項の表彰には、副賞として商品または賞金をあわせて授与し、または贈呈することができる。

第5条（表彰の時期） 表彰は、毎年1回一定の期日に行う。ただし、必要あるときは随時行うことができる。

第6条（退会者に対する表彰） 第2条の規程に該当し、表彰することが適当であると認められる者が表彰を受ける前に退会し、または、死亡した場合は、退会または死亡の日にさかのぼってこれを表彰することができる。

2. 死亡したものに対する表彰状、感謝状および副賞は、その遺族に贈呈する。

付 則

この規程は、平成9年5月11日から施行する。